別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第20条の6、第20条の9、第25条の2関係)
(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

1枚目

長辺

無線局事項書及び工事設計書			
1　包括免許の番号			
2　申請(届出)の区分			□開設　□変更　□再免許
3　無線局の種別コード			
4　最大運用数			
5　無線設備を設置しようとする区域			基本コード〔　　〕付加コード〔　　〕
6　法人団体個人の別			□法人　□団体　□個人
7　住　所			都道府県―市区町村コード　〔　　〕 〒(　　―　　) 電話番号(　　)　　―
8　氏名又は名称及び代表者氏名			フリガナ
9　開設、継続開設又は変更を必要とする理由			
10　運用開始の予定期日			□免許の日 □日付指定：　.　. □免許の日から　月以内の日
11　無線局の目的コード			□従たる目的 □従たる目的
12　通信の相手方			
13　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力			
14　包括免許人の事務所			都道府県―市区町村コード　〔　　〕 〒(　　―　　)
15　工事設計	無線設備の規格コード		
	適合表示無線設備の表示の内容及びその表示の有無	定格出力	
		発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
		適合表示無線設備の表示の有無	□有　□無
16　備考			

短辺　(日本産業規格A列4番)

2枚目(特定無線局(電波法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。)に限る。)

長辺

17　無線局の区別	
18　最大運用数に係る計画等	

短辺　(日本産業規格A列4番)

3枚目(通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局により制御され、又は管理される場合に限る。)

長

19　無線局の区別			
20　外国の人工衛星の軌道又は位置			
21　通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間			
22　人工衛星局の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項			
23　人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするものを除く。)に関する事項			
24　通信の制御に関する事項			
25　業務区域	基本コード	付加コード	備考
26　備考			

辺

短　　辺　　(日本産業規格A列4番)

4枚目(地球局(VSAT地球局又は設備規則第49条の23の8に規定する地球局に限る。)、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の23の6、第49条の23の7、第49条の23の8、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

長辺

27　無線局の区別					
人工衛星の名称			周波数帯		
28　周波数配列情報					
トランスポンダ番号	ビーム名	中心周波数	周波数帯幅	偏波面コード	補足事項

短辺

(日本産業規格A列4番)

5枚目(地球局(VSAT地球局又は設備規則第49条の23の8に規定する地球局に限る。)、設備規則第45条の21に規定する航空機地球局並びに設備規則第49条の23の4、第49条の23の5、第49条の23の6、第49条の23の7、第49条の23の8、第49条の24の2及び第49条の24の3に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

長

29　無線局の区別					
30 宇宙通信概念情報	人工衛星の名称				
	アップリンク／ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	配置エリア
	補足事項				

辺

短　　辺　　(日本産業規格A列4番)

注1　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　　別	記　載　す　る　欄	備　　考
1　免許の申請の場合	2　3　4　5　6　7　8　9 10　11　12　13　14　15　16　17 18　19　20　21　22　23　24　25 26　27　28　29　30	
2　変更の申請又は届出を行う場合	1　2　3　4　5　6　7　8 9　17(注1)　19(注2)　27(注3) 29(注4) 当該変更に係る記載欄	(注1)　18の欄に変更がある場合に限る。 (注2)　20の欄から26の欄までに変更がある場合に限る。 (注3)　28の欄に変更がある場合に限る。 (注4)　30の欄に変更がある場合に限る。
3　再免許の申請の場合	1　2　3　4　5　6　7　8　9　13 14　17　18	

2　1の欄は、現に免許を受けている無線局の包括免許の番号を記載すること。

3　2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

4　3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　4の欄は、特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請の場合に限り、免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを記載すること。

6　5の欄は、特定無線局(法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請の場合に限り、当該申請に係る全ての無線設備を設置しようとする区域について、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

7　6の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

8　7の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9　8の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏名を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

10　9の欄は、次によること。

(1)　開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)を記載すること。

(2)　設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信を行う無線局並びに同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつて

は、将来の事業計画等として免許の有効期間における業務計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載することとし、再免許の申請の場合は、免許の期間中における業務の概要として、当該無線局に係る総務大臣の認定を受けた開設計画の実施状況又は現に受けている免許の申請時に提出した将来の業務計画等の実施状況を記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けているこれらの無線局に係る将来の業務計画等若しくは免許の期間中における業務の概要と同一のものとなる場合又は二以上のこれらの無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、当該事項の記載を省略することができる。

(3)　法第27条の20に規定する既設電気通信業務用基地局及び当該既設電気通信業務用基地局の通信の相手方である移動する無線局にあつては、使用周波数の移行計画(利用状況調査(法第26条の2第1項に規定する利用状況調査をいう。)時に報告したものをいう。)の進捗状況(以下単に「進捗状況」という。)を記載すること。ただし、2以上のこれらの無線局を一体として一の使用周波数の移行計画による移行を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外のものについては、その旨を記載して、進捗状況の記載を省略することができる。

11　10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、適合表示無線設備のみを使用する無線局及び第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

12　11の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

13　12の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何所属の受信設備」、「免許人所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局(宇宙無線通信を行うものに限る。)については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局、放送衛星試験局、人工衛星局又は実験試験局(人工衛星に開設するものに限る。)が開設されている人工衛星の名称を他の人工衛星と区別できる特有の名称で「何衛星」のように記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は位置の人工衛星を含める場合は、「何系衛星」のように記載することができる。

14　13の欄は、必要とする占有周波数帯幅、電波の型式、周波数の範囲及び空中線電力を記載すること。

この場合において、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)第32条の24の2に規定する非常時事業者間ローミングのみに周波数を使用する場合は、当該使用する周波数を区別して記載することとし、空中線電力は、包括免許の有効期間中に開設を予定する全ての特定無線局の空中線電力のうち、最大の値のものを記載すること。

ただし、宇宙無線通信を行う無線局にあつては、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHz　何kHz間隔　何波」、「何MHzから何MHz」のように記載すること

ができる。

15　14の欄は、注8に準じて記載すること。

16　15の欄は、次によること。

(1)　無線設備の規格コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(2)　定格出力の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備の出力端子における出力規格のうち、最大のものを記載すること。

(3)　発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備の発射可能な電波の型式及び周波数の範囲を、「F3E　何MHzから何MHzまで　何波」のように記載すること。

(4)　適合表示無線設備の表示の有無の欄は、免許の有効期間中に無線通信の用に供する予定の全ての無線設備について、無線設備の規格コードの欄に記載する規格に適合する適合表示無線設備の表示の有無を記載するものとし、該当する□にレ印を付けること。

17　16の欄は、次によること。

(1)　申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合は、その旨及び当該国の名称を記載すること。

(2)　国際公衆通信を取り扱う無線局である場合は、国際書類に公表されている識別信号又は発射の特性によつて容易に識別される局であることを示す事項を記載すること。

（記載例）　国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告E・212に基づき、×××××と続いて×桁の数字による識別信号を送信するもの

(3)　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第20条の6第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の包括免許の番号を記載すること。

(4)　携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局(施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の3に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。)に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

　また、ローカル5Gの無線局であつて、特定無線局(施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。)に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

(5)　特定無線局(施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請の場合は、無線回線を制御する主たる場所の建物の名称及び住所を記載すること。

(6)　特定無線局(施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請の場合は、屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他

の妨害を与えるおそれがない場所への設置及びその無線設備の施行規則第21条の3への適合について、具体的な設置場所及び同条への適合の確保の方法を記載すること。

(7)　特定無線局(施行規則第15条の2第2項第1号の2及び第3号の2に掲げる無線局に係るものに限る。)のうち、屋内その他の3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所及び屋内その他の27.0GHzを超え31.0GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に無線設備を設置する場合は、具体的な設置場所を記載すること。

(8)　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(9)　5G基地局(設備規則第49条の29の2に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(8)において同じ。)にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における5G基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(10)　ローカル5Gの無線局であつて、特定無線局(施行規則第15条の2第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。)にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。

(記載例)

「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」

(11)　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

18　17、19、27及び29の欄は、当該申請に係る無線局と識別できる名称等を記載すること。

19　18の欄は、次の事項を記載すること。

(1)　電気通信業務を行う特定無線局

ア　提供する役務の概要(契約約款等利用条件を記載した書類を添付すること。)

イ　運用開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の利用者数(運用数)見込み及び算出根拠

(2)　電気通信業務を行う特定無線局以外の特定無線局

運用開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後、免許の有効期間中における毎年度末又は毎事業年度の運用数見込み及び算出根拠

20　20の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

(1)　対地静止衛星に開設する人工衛星局の場合は、その対地静止衛星の軌道及び位置(位置については、経度をもつて表示し、緯度及び経度の変動幅を記載すること。)

(記載例)　対地静止衛星軌道　東経135°　緯度の変動幅　±0.2°　経度の変動

幅　±0.1°

(2)　対地静止衛星以外の人工衛星に開設する人工衛星局の場合は、軌道数、一軌道当たりの衛星数、軌道の傾斜角及び周期(分で表示すること。)、遠地点及び近地点の高度(キロメートルで表示すること。)並びに軌道の種類(無線局種別等コード表により記載することができる。)

21　21の欄は、次によること。ただし、当該人工衛星局が日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

(1)　打上げ予定時期

(2)　特定無線局の目的を遂行するために必要となる人工衛星の数

(3)　当該数の人工衛星局が使用可能となる時期及び使用可能期間

22　22の欄は、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

(記載例)　何地球局　何国何州何市内

23　23の欄は、日本において運用される特定無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

(記載例)　何地球局　回線制御、周波数割当　何回線　何国何州何市内

24　24の欄は、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

(1)　本邦内において運用される特定無線局の制御手順及び制御の系統

(2)　本邦内において運用される特定無線局の制御又は管理に関する施設の所有者の国籍、氏名又は名称及び住所並びにその施設名、機能及び設置場所

(記載例)　何施設　衛星資源割当て、網管理　何国何州何市内

(3)　申請者又は包括免許人が実施可能な特定無線局の制御の項目(契約書等その制御を確保するための書類を添付すること。)

(記載例)　電波の発射(開始、停止)、使用チャネルの選択、空中線電力の制御

25　25の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載するか、備考の欄に「全国」、「全国(沖縄県を除く。)」、「○○総合通信局管内」、「何県、その周辺」、「何湾、沿岸水域」、「何県、その周辺、上空」のように記載すること。

26　28の欄は、次によること。

(1)　人工衛星の名称の欄は、注13に準じて記載すること。

(2)　周波数帯の欄は、「12.5GHzから18.0GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。

(3)　トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載するトランスポンダ番号ごとに区別できるように番号を付すこと。

(4)　ビーム名の欄は、「日本国内ビーム」又は「東アジアビーム」のように記載すること。

(5)　中心周波数の欄は、中継器帯域幅の中心周波数を記載すること。

(6)　周波数帯幅の欄は、中継器帯域幅及び中継器中心周波数間隔を区別して記載すること。

(7)　偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

(8)　補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(9)　通信の相手方が当該無線局の申請者に属する人工衛星局であつて、当該人工衛星局に係る別表第二号の二第8に規定する工事設計書の22の欄と記載内容が同一である場合には、補足事項の欄にその旨を記載して、(2)から(7)までの記載を省略することができる。

27　30の欄は、次によること。

(1)　人工衛星の名称の欄は、注13に準じて記載すること。

(2)　アップリンク／ダウンリンクの別の欄は、地上から宇宙物体向けの伝送路回線の場合をアップリンクとし、宇宙物体から地上向けの伝送路回線の場合をダウンリンクとして記載すること。

(3)　回線の使用目的の欄は、「データ伝送用」、「音声用」又は「姿勢制御」のように記載すること。

(4)　周波数帯の欄は、「3.4GHzから4.2GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。

(5)　地球局の形態の欄は、無線通信規則第1条において使用する用語の例により、「固定衛星業務」、「移動衛星業務」のように記載すること。

(6)　配置エリアの欄は、通信の相手方となる無線局の代表的な設置場所及び移動する無線局の移動範囲を記載すること。

28　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

29　無線局事項書及び工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。